

コンクリートポンプ車 整備証明制度に関して

近年、作業時の異常な過負荷や不適正操作による金属疲労等で発生した構造部材の不良(亀裂等)に対し、その適正な整備が行われなかった事を起因とするコンクリートポンプ車の損傷事故が増加し、労働災害に結びつくケースが出ている。

具体的な方策として、(社)日本建設機械工業会のもと「コンクリートポンプ車整備証明制度」を開始する事となりました。[\(コンクリートポンプ車整備証明制度PRパンフレット\)](#)

制度の概要は下記の通りです。

1.制度名

「コンクリートポンプ車整備証明制度」

2.制定日

平成14年11月28日

3.証明業務開始日

平成15年4月1日

4.制度参加メーカー

IHI建機株式会社 極東開発工業株式会社 株式会社シンテック 株式会社大一テクノ
プツマイスタージャパン株式会社 日エダイヤクリート株式会社

5.制度の概要

1)制度の目的

早期に不良個所を発見し、適切な整備を実施することによって安全を確保する

2)整備の対象

労働安全衛生法に基づいて実施する特定自主検査(1年以内ごとに実施)、月例検査及び作業開始前点検によって不良個所が発見されたコンクリートポンプ車を整備の対象とする

3)整備の実施者

(社)日本建設機械工業会が実施する整備技能講習を修了し、認定されたコンクリートポンプ車整備士が整備を実施する

4)整備完了の証明

整備を完了したコンクリートポンプ車に対して整備完了証明書を発行する。また、整備完了車であることが作業現場で容易に分かるように「整備済証」(ステッカー)を貼付する